

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
市川三郷町	大塚地区(上河原・下河原)	令和4年3月16日	令和5年3月30日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	49ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	41ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	13ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	10ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	14ha
(備考) 本地域は笛吹川左岸の平坦部に位置し、そのほとんどを水田が占め、圃場整備は概ね終了している。水稻、野沢菜、スイートコーンの主産地として比較的農業経営体が多い地域であるが、農業従事者の高齢化や後継者不足が懸念されており、担い手の確保育成が課題となっている。	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・ 5年後には農地の貸付面積は4ha程度増加する見込みであるため、同地区で営農を希望する担い手に集積を図り、農地を保全・活用していくことが必要である。
- ・ 現状、70歳以上の農業者が5割程度を占めているが、10年後は8割程度に増加し、後継者が見込まれない農業者が8割程度とほとんどであることから、近い将来に新たな担い手を確保していくことが課題となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・ 貸付を希望している農地については、認定農業者や認定新規就農者等の中心経営体に集積を図る。
- ・ 現在の担い手が引き受けられない場合は、地域内外から新たな担い手を確保育成していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A・B	野菜他	2.80	野菜他	4.45	町内
認農法	C	野菜他	11.30	野菜他	17.74	町内
認農	D	野菜他	2.55	野菜他	4.00	町内
認農	E	水稲他	2.25	水稲他	2.75	町内
認農	F	野菜他	2.26	野菜他	2.30	町内
認農	G	果樹他	2.88	果樹他	2.88	町内
認農	H	野菜他	2.93	野菜他	2.93	町内
認農	I	果樹他	1.36	果樹他	1.36	町内
認農	J	野菜他	1.50	野菜他	1.50	町内
認農	K	野菜他	1.81	野菜他	1.81	町内
認農	L	野菜他	1.55	野菜他	1.55	町内
認農	M	水稲他	2.60	水稲他	2.90	町内
認農	N	野菜	0.87	野菜	1.17	町内
認農	O	野菜	0.96	野菜	1.00	町内
認農	P	野菜	1.95	野菜	2.30	町内
認就	Q	野菜	0.85	野菜	1.30	町内
認就	R	野菜	0.80	野菜他	2.20	町内
認就	S	野菜	0.65	野菜	1.40	町内
計	19人		41.87 ha		55.54 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、283筆、191,805㎡となっている。 遊休農地の発生を未然に防止するため、地区内の耕作状況を毎年確認する。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 担い手への集積にあたっては、原則として機構を活用する。</p>
<p>農地保全活動 優良農地を保全するため、多面的機能支払交付金などを活用しながら、水路・農道等の保全管理や周辺環境の整備などに取り組む。</p>